

雲南市事務系職場等誘致促進事業支援業務 仕様書（案）

1. 業務名

雲南市事務系職場等誘致促進事業支援業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3. 委託業務の目的

本市では、雲南市総合計画及び雲南市産業振興ビジョンに基づき、産業振興と雇用の場の創出を推進するため、企業誘致に取り組んでいる。

特に若者にとって魅力のある多様な雇用の場の創出を図るため、令和元年度から、事務系職場等(※)の誘致促進事業を実施してきた。都市部の様々な企業との面会や視察等を行い、雲南市の魅力を発信し、進出への足がかりとなるよう取り組みを行ってきた。

これまでの取り組みを踏まえ、本市への事務系職場等の誘致の成果が出せるよう、さらなる推進強化を図っていく。

※事務系職場等に該当する業種：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、インターネット広告業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、非破壊検査業、機械設計業、その他産業支援サービス業のうち市長が特に認める事業

4. 委託業務の内容

(1) 基本型（委託料の90%）

①企業ヒアリング及びマッチング支援

首都圏を中心に、地方進出する意欲のある企業や本市と関係のある企業をリスト化する。進出確度の高い企業に対して、市の魅力等を伝えるとともに、進出にあたっての条件等をヒアリングする。その上で、本市に関心のある企業に対して、本市とのマッチングの場（オンライン可）の設定を行う。企業との関係性の構築に向けて、伴走支援を行う。

②教育機関とのマッチング支援

企業誘致に重要となる地域の人材を把握するため、市内及び近隣の教育機関の調査を行う。また、必要に応じて、進出確度の高い企業と学校等とのマッチングを行う。

③市内企業等との連携及び施設等の活用支援

市内の様々な企業・団体の活動状況や施設・物件等を把握し、必要に応じて連携・活用ができるよう支援する。

④視察対応等の支援

本事業による進出確度の高い企業の視察を行う場合は、受託事業者が上記①～③を踏まえ、視察の調整、受入準備及び同行対応などの視察業務全般を行う。本市からの企業訪問についても、同様の対応を行う。市内（近隣含む）への視察受入、本市からの企業訪問を各1回以上実施する。

(2) 成果型（委託料の10%）

⑤成功報酬

サテライトオフィスを開設するなど、進出企業が決定した場合は、成功報酬として基本額に加算する。

5. 成果物

(1) 受託者は、成果物を業務完了日までに雲南市産業観光部商工振興課(雲南市木次町里方 521-1)に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

成果物の納品形式は、次のとおりとする。

① 事業実施報告書(原則 A4 両面印刷)

② 上記①の電子データ(原則 PDF 形式)

(3) 成果物の帰属等

本業務の成果物は、すべて市に帰属するものであり、受託者は市の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権 あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(4) 成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに市が定める監督員の指示に従い、成果物の訂正をしなければならない。

6. 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

7. 個人情報の保護

受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

8. 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に市に文書をもって協議し、承認を得なければならない。